

2004. 2. 25  
東京大学広報委員会

目 次

一般ニュース .....	2
総長の海外出張、評議会（2月17日（火）） 承認事項、第2次学力試験（前期日程・後 期日程）の出願受付終わる、第2次学力試 験（前期日程）及び外国学校卒業学生特別 選考の受験者数決まる	



のと判断された場合、その知的財産の普及を促進し、社会に貢献し、結果として得られた資金を新たな研究開発に投入するシステムを構築し、それを利用することが適切である。

ものとする。

機関帰属する発明等の学術目的での利用

東京大学に機関帰属する発明等が純粋に学術的に利用される場合においては、研究開発の継続発展的な推進が、大学における知的創造活動の主要目的であることに鑑み、無償供与を含む適切な対応がなされる。

#### 5. 特許権等以外の知的財産権に関わる基本方針

著作権、回路配置利用権、及びノウハウや研究開発成果としての有体物（マテリアル）などの特許権以外の知的財産権については、それぞれの知的財産権の特性を充分考慮した上で、機関として管理・活用すべきものと、教官個人が管理・活用すべきものを別途細目を定めて、社会還元を図ることとする。

#### 6. 知的財産権の管理・活用に関わる実施体制

東京大学産学連携推進室・知的財産部（仮称）が、各部署の知的財産室、外部TLO、産学連携推進コンサルタント等と協同して知的財産権の管理・活用を行う。この際、発明者等との適切な連絡・相談を行うとともに、発明者等が行うべき手続き等もルール化し、すべての機能が迅速かつ効率的に行われるよう努力しなければならない。

東京大学における教職員等による発明等の取扱規則の制定

国立大学の法人化に伴い、原則として個人帰属から機関帰属へ移行される本学教職員等が行った発明等の基本的な取扱いについて、東京大学知的財産ポリシーに基づき定める本規則案が承認された。

また、この規則は、本年4月1日に開催予定の「経営協議会」で審議後、「役員会」において正式に決定されることとなる。なお、文言等に変更の可能性を残していることに留意願いたい。

東京大学における教職員等による発明等の  
取扱規則（案）

#### 第1章 目的

（目的）

第1条 本規則は、東京大学（以下「大学」という。）の教職員等が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明等及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

（外国出願）

第2条 本規則は、外国の知的財産権を対象とする発明等に関しても、これを準用する。

#### 第2章 定義

（定義）

第3条 本規則において、次に掲げる用語は、次の定義

によるものとする。

(1)「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許権の対象となるものについては発明

ロ 実用新案権の対象となるものについては考案

ハ 意匠権の対象となるものについては意匠の創作

ニ 育成者権の対象となるものについては品種の育成

(2)「発明者等」とは、発明者、考案者、意匠の創作者及び品種の育成者の総称をいう。

(3)「特許等」とは、特許、登録実用新案、登録意匠及び登録品種の総称をいう。

(4)「特許権等」とは、特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権及び種苗法による育成者権、並びにこれらの外国における各権利に相当する権利をいう。

(5)「出願等」とは、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は品種登録出願等の発明等に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続を行うことをいう。

(6)発明等の「実施」とは、特許法第2条第3項、実用新案法第2条第3項、意匠法第2条第3項及び種苗法第2条第4項に定める行為をいう。

(7)「職務に関連する発明（以下「職務関連発明」という。）」とは、公的研究資金若しくは大学が資金その他の支援をして行う研究、又は大学が管理する施設を利用して行った研究等に基づき、教職員等が行った発明等をいう。

(8)「その他の発明」とは、教職員等の行った発明等のうち、職務関連発明を除いたものをいう。

(9)「教職員等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 大学の専任教職員

ロ 大学の客員教職員であり、かつ職務関連発明につき契約がなされている者

ハ その他任用にあたって職務関連発明につき契約がなされている者

(10)「学生」とは、大学と雇用関係のない学生をいう。

#### 第3章 権利の承継と帰属

（機関帰属の原則）

第4条 大学は、教職員等の行った職務関連発明の特許等を受ける権利を承継することができる。

2 大学は、職務関連発明について教職員等以外に発明者がいる場合は、教職員等の特許等を受ける権利の持分を承継することができる。

3 職務関連発明であっても、大学が承継する必要がないと認めるときは、教職員等に帰属させることができる。

4 発明等を行った教職員等は、大学がその特許等を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、その特許等を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

5 その他の発明について、必要と認めるときは、大学はその教職員等の同意を得てその特許等を受ける権利を承継することができる。



を行い異議申し立ての当否を決定する。

- 3 部局が前項の決定を行ったときは、当該発明者等にその結果を通知する。

れるものとする。

また、平成16年4月1日より前になされた発明等に基づく出願等を基礎とした優先権主張を伴う出願、その優先権主張を伴う出願を基礎とした分割出願及び変更出願並びに平成16年4月1日より前になされた発明等に基づく出願等を原出願とした分割出願及び変更出願は、同様に従前のとおりの取扱いをするものとする。

ただし、本規則施行後に、東京大学に対し発明等の特許等を受ける権利又は特許権等が譲渡される場合は、本規則の補償等の規定を適用することを妨げない。

## 東京大学利益相反ポリシーについて

東京大学として、産学官連携の推進に当たり、利益相反の問題について本学及びその教職員が取り組むべき姿勢と対処するためのルールが、利益相反ポリシーとして、次のとおり策定された。

### 東京大学利益相反ポリシー

#### 1. 目的

国立大学法人である東京大学は、東京大学憲章が明かにするように、教育と研究をその使命とする。附属病院はさらに患者の治療をも使命とし、治験者の安全にも責任を負う。これら大学の使命を果たすべく、教職員は誠実かつ忠実に職務を遂行する義務を負う。

他方、今日の大学は、自らの研究成果を社会との日常的連携により活用することによって積極的に社会に貢献することを、今まで以上に求められるようになってきている。とりわけ、新技術・新事業・新たな経営手法による経済の活性化が課題になっていることから、産学官連携による大学の研究成果の社会還元への期待が高まっている。また、教員が立法や行政施策の立案等に関し、専門的見地から様々な助言等を行なうことも、期待されているところである。このような産学官連携による研究等が、大学の本来の使命にもかなう場合が多いことは、認識されるべきである。

しかし産学官連携を進める過程においては、連携の結果、教職員が企業等の関係で有することになる利益や負うこととなる義務が、大学がその使命に基づき教職員に求める義務（大学の利益）と衝突する場合も生じうる。利益相反（いわゆる責務相反を含む）といわれる状況である。

利益相反行為を放置し、大学としての使命をないがしろにすることは、国立大学法人としての東京大学に許されることではない。そこで東京大学としては、産学官連携の推進に当たり、利益相反の問題について東京大学及びその教職員が取り組むべき姿勢と対処するためのルールを、利益相反ポリシーとして内外に明らかにするものである。

#### 2. 利益相反ポリシーの基本的な考え方

東京大学は、産学官連携による大学の研究成果の社会還元を積極的に推進する。また教職員のそのような活動を奨励する。

しかしその過程で生じる利益相反による大学の使命・利益の侵害は防止しなければならない。そこで東京大学は、産学官連携を公正かつ効率的に推進するために、教職員の利益相反行為を防止し、万一生じた利益相反行為を解決するためのルールを設けることとした。それが本利益相反ポリシーである。

東京大学は、産学官連携のパートナーとなる産業界や行政、さらには社会全体に対しても、本利益相反ポリシーの理解と協力を求めたい。そのような理解と協力の下、利益相反を防止しつつ、円滑に産学官連携を推進することを期待するものである。

#### 3. 利益相反ポリシーのルール

東京大学の教職員は、産学官連携に携わるのに当たって、産学官連携に伴う個人的な利益や提携先の利益等を優先する結果、大学の本来の使命である教育・研究や、附属病院における患者の治療や治験者の安全を、おろそかにするようなことがあってはならない。またそのような利益相反行為がなされているとの疑いを、社会から招かないように努めなければならない。

以上のような義務は、国立大学法人たる東京大学の教職員に課されるべき義務は、職員に課さア 齋 歩 - 削 言 である。

原案の作成もできるが、そのためには、適正な手続きを経なければならない。利益相反委員会の原案に基づき、総長が不利益処分の決定を行なう。

(2) 利益相反アドバイザー機関の設置

各部局に利益相反アドバイザー機関を設置する。

利益相反アドバイザー機関の委員は、各部局の推薦に基づき、利益相反委員会が任命する。

利益相反アドバイザー機関は、利益相反委員会が策定するセーフ・ハーバー・ルールを敷衍したり補完する部局に関するガイドラインを、利益相反委員会の承認を受けて策定する。

利益相反アドバイザー機関は、法令、東京大学の規則、本ポリシー、全学のセーフ・ハーバー・ルール、各部局のガイドライン、利益相反委員会の審査先例等に基づき、利益相反に携わる部局教職員の相談に応じ、アドバイスを与える。利益相反アドバイザー機関で判断できない事例においては、利益相反委員会の判断を仰ぐこともできる。利益相反アドバイザー機関のアドバイスに従った教職員の行為については、利益相反委員会は審査に当たって十分に尊重することとする。

(3) 産学官連携に携わる教職員による情報の開示

産学官連携に携わる教職員は、産学官連携における利益相反問題をチェックするために必要最小限な範囲で定められた一定の情報を、自己申告書に記載して、部局を通じて利益相反委員会に提出する。

教職員が提出した自己申告書は、プライバシー等



リシー、セーフ・ハーバー・ルール（第15条第3項によりセーフ・ハーバー・ルールの一部を構成するものとみなされる利益相反ガイドラインを含む。）及び利益相反委員会の審査先例に基づき、教職員の利益相反行為を防止又は排除するために、教職員に対し将来に向かって不利益な措置を行うこと、又は懲戒処分を行うことを総長に勧告することができる。

（組織）

第7条 利益相反委員会は、委員長1名及び委員4名をもってこれを組織する。委員長及び委員の過半数は、公認会計士、弁護士又はその他の外部有識者とする。

（委員長、委員の任免）

第8条 委員長及び委員は、教育研究評議会の承認を得て総長が任免する。

（任期）

第9条 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、その再任を妨げない。

（委員長）

第10条 委員長は、利益相反委員会の会務を総理し、利益相反委員会を代表する。

2 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、代理者がその職務を代行する。

3 利益相反委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長を代理する者を定めておかななければならない。

（会議）

第11条 利益相反委員会の会議は、委員長が招集する。

2 利益相反委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局）

第12条 利益相反委員会は、その事務を処理するため、利益相反委員会に事務局を置くことができる。

（報告書の提出）

第13条 委員長は、利益相反委員会終了後10日以内に総長に報告書を提出しなければならない。

### 第3章 利益相反アドバイザー機関

（設置）

第14条 各部局に利益相反アドバイザー機関を置く。

（権限）

第15条 利益相反アドバイザー機関は、当該部局の教職員に関する利益相反ガイドラインの制定及び改廃、その他の利益相反行為防止に関する当該部局における施策の決定を行う。また、利益相反アドバイザー機関は、法令、本規則、利益相反ポリシー、セーフ・ハーバー・ルール（次項によりセーフ・ハーバー・ルールの一部を構成するものとみなされる当該部局の利益相反ガイドラインを含む。）及び利益相反委員会の審査先例に従い、当該部局の教職員の利益相反行為に関する質問又は相談に応じるとともに、必要な助言又は指導を行う。

2 前項に定める利益相反ガイドラインの制定及び改廃は、第5条第1項に定める利益相反委員会による承認を

得なければならない。

3 利益相反委員会の承認を得た特定部局の利益相反ガイドラインは、当該部局の教職員に関しては、セーフ・ハーバー・ルールの一部を構成するものとみなす。

4 利益相反委員会は、第6条第2項に定める総長に対する勧告を行うに当たって、教職員の本文第1項に定める利益相反アドバイザー機関の助言又は指導に従った行為については、そのことを斟酌しなければならない。

（組織）

第16条 利益相反アドバイザー機関は、利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）により組織される。

2 アドバイザーの定員は、各部局長が決定する。

3 アドバイザーが複数の場合は、利益相反アドバイザー機関の決定は、アドバイザーの過半数の決議をもって行う。

（アドバイザーの任免）

第17条 アドバイザーは、各部局長の推薦に基づき、利益相反委員会が任免する。

（任期）

第18条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、その再任を妨げない。

（利益相反委員会との関係）

第19条 利益相反アドバイザー機関は、利益相反委員会に必要な助言を求めることができる。

2 利益相反アドバイザー機関は、利益相反委員会の活動に協力しなければならない。

3 セーフ・ハーバー・ルール及び利益相反ガイドラインに定められていない事象が発生した場合は、利益相反アドバイザー機関はこれを利益相反委員会に速やかに報告しなければならない。

### 第4章 報告手続

（自己申告書）

第20条 産学官連携活動に携わる教職員は、利益相反に関する自己申告書を年度末に各部局を通じて利益相反委員会に提出しなければならない。

（報告書）

第21条 教職員は、利益相反アドバイザー機関が定める書式に従い、産学官連携活動に関する報告書を利益相反アドバイザー機関に提出することができる。

2 利益相反アドバイザー機関は、前項の報告書を提出した教職員に、当該報告書に基づき当該産学官連携活動の利益相反行為に該当する恐れの有無につき、第15条第1項の助言又は指導を行う。

（措置等）

第22条 教職員の行為が本規則に違反した場合、第6条第2項に定める利益相反委員会の勧告に基づき、総長は以下の措置を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 注意



- (1) 薬剤部
  - (2) 看護部
  - (3) 事務部
  - (4) 検査部
  - (5) 手術部
  - (6) 放射線部
  - (7) 救急部
  - (8) 輸血部
  - (9) 周産母子診療部
  - (10) リハビリテーション部
  - (11) 医療機器・材料管理部
  - (12) 集中治療部
  - (13) 病理部
  - (14) 角膜移植部
  - (15) 無菌治療部
  - (16) 光学医療診療部
  - (17) 血液浄化療法部
  - (18) 医療社会福祉部
  - (19) 臨床試験部
  - (20) 感染制御部
  - (21) 企画情報運営部
  - (22) 大学病院医療情報ネットワーク研究センター
  - (23) 臓器移植医療部
  - (24) 栄養管理室
  - (25) 労働安全衛生管理室
- (部門長及び副部門長)

第12条 前条第1項に掲げる各診療部門に、部門長を置く。特に必要があると認める場合には、複数名の副部門長を置くことができる。

- 2 部門長及び副部門長は、第14条に定める教育診療医である常勤の教職員をもって充てる。
  - 3 部門長は、病院長の命を受け、当該組織の管理運営に関する業務を掌理する。
  - 4 副部門長は、部門長を補佐し、部門長に事故があるときにはその職務を負う。
  - 5 部門長及び副部門長の任期は就任した日の属する年度の末日までとするが、病院長の任期終了日を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。
  - 6 各診療部門に関し必要な事項は、別に定める。
- (部長及び副部長)

第13条 第11条第2項に掲げる各組織に、部長、センター長又は室長(以下「部長」という。)を置く。特に必要があると認める場合には、複数名の副部長、副センター長又は副室長(以下「副部長」という。)を置くことができる。

- 2 部長及び副部長は、本院の常勤の教職員をもって充てる。ただし、副部長は非常勤の教職員をもって充てることできる。
- 3 部長は、病院長の命を受け、当該組織の管理運営に関する業務を掌理する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときにはその職務を負う。

- 5 部長及び副部長の任期は就任した日の属する年度の末日までとするが、病院長の任期終了日を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。
  - 6 前項の任期は、教員であって部長及び副部長である者に適用する。
  - 7 各組織に関し必要な事項は、別に定める。
- (教育診療医及び教育研究医)

第14条 本院において、主として教育と診療に従事する者を教育診療医とする。

- 2 本院において、主として教育と研究に従事する者を教育研究医とする。ただし、病院長の許可により、一部の診療に従事することができる。
  - 3 教育診療医及び教育研究医の詳細は、別に定める。
- (執行諮問会議、諮問幹事会及び委員会)

第15条 本院に、病院長の諮問機関として執行諮問会議、諮問幹事会及び委員会を置く。

- 2 執行諮問会議、諮問幹事会及び委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 第2次学力試験（前期日程・後期日程）の出願受付終わる

平成16年度第2次学力試験の願書受付が1月26日(月)から始まり、2月4日(水)に締め切られた。

志願者数は次のとおりである。

## 前期日程入学志願者数等

科 類	募集人員	志願者数	倍 率	前 年 度 の 倍 率
文科一類	373	1,235	3.31	3.13

## 後期日程入学志願者数等

(学生部)

本学の平成16年度第2次学力試験（前期日程）の第1段階選抜が行われ、2月12日(木)午後、本郷構内において合格者が発表された。また、外国学校卒業学生特別選考第1次選考も行われ、1月下旬に各人あて通知された。

これにより、2月25日(水)・26日(木)及び27日(金)に、本郷・駒場の両地区試験場において行われる前期日程の第2次学力試験及び外国学校卒業学生特別選考第2次選考の受験者数が確定した。

なお、各科類の合格者数は下表のとおりである。

## ≪ 部局ニュース ≫

### 退官教官の最終講義

このたび、本学を退官される方々の最終講義・講演等の日程と題目をお知らせいたします。

地震研究所

笠原 順三 教授 3月26日(金) 13:30~

(地震地殻変動観測センター)

地震研究所 第一会議室

「Spatial and Temporal 珉詰 簌瑯罨 9 粦摩 é

大学院理学系研究科・理学部

森澤 正昭 教授 4月10日(土) 10:00~11:30

(附属臨海実験所) 臨海実験所実験研究棟

ゼミナール室

「三崎での研究 そして出会い」

近藤 矩朗 教授 3月12日(金) 15:00~17:00

(生物学専攻) 理学部2号館 大講堂

「植物と環境」

大学院農学生命科学研究科・農学部

北原 武 教授 3月12日(金) 14:00~16:00

(応用生命化学専攻) 弥生講堂一条ホール

「「ものづくり屋」の四十年 - 新しい機能性物質を求めて - 」

箕輪 光博 教授 3月12日(金) 15:00~16:30

(森林科学専攻) 農学部1号館 地階第4講義室

「森林経理から見た世界」

佐藤 洋平 教授 3月19日(金) 15:00~16:30

(生物・環境工学専攻) 農学部7号館A棟1階

114-115講義室

「農業土木の黎明期にあそぶ」

大賀 圭治 教授 3月16日(火) 13:30~15:00

(農学国際専攻) 農学部1号館 8番教室

「世界の食料需給と私」

大学院総合文化研究科・教養学部

高橋 正征 教授 3月6日(土) 15:00~16:30

(広域システム科学系、生物部会)

教養学部13号館 1313講義室

「“次世代へのメッセージ”」

小川 浩 教授 3月10日(水) 16:00~17:30

(言語情報科学専攻) 教養学部12号館 1212教室

「二つのEaster homilies - 古英語散文史の一断面 - 」

第101回（平成16年・春季）公開講座の開催  
決まる メインテーマは「はじまり」

歴史から学ぶさまざまなことがらのひとつに、ものごとのはじめにあった状況、はじめに立てた方針が、その後の発展・隆盛、場合によっては衰亡にいたるまで、非常に大きな影響を与えてきた事実があります。これは人類や文明の歴史についてはもちろんのこと、自然界の歴史についてもあてはまることです。このため、どの学問領域においても、「はじまり」を分析することは「今後」を予測する上で重要な意味を持っています。

東京大学はこの4月から、国立大学法人として新たな「はじまり」を迎えます。この機会に、さまざまな学問領域において「はじまり」を振り返り、それを通じて未来を考えることを目指して、第101回の公開講座を企画いたしました。

講座を構成する10の講義は、宇宙・地球・生命といった自然界にすることがら、歴史・宗教といった文化にすることがら、国家・金融・技術といった社会にすることがら、そして運動と健康という我々の日常に密着したことがらと、たいへん多岐に亘っています。まったく異なる学問と認識されてきた領域の間に、「はじまり」というキーワードでの共通点が見出せるのか、企画委員一同も興味津々の構成となりました。講座に参加されるみなさんにも、東京大学の新たな出発にあたってのこの知的な冒険にご同行いただければ幸いです。

第101回東京大学公開講座企画委員会  
委員長 河野 通方  
(大学院新領域創成科学研究科長)

第101回（平成16年春季）東京大学公開講座  
「 は じ ま り 」

## プログラム

時間	講義題目	講師
<b>【第1日】 4月3日（土）</b>		
13:30 ~ 13:40	開講の挨拶	東京大学総長 佐々木 毅
13:40 ~ 15:00	宇宙における天体と大構造のはじまり	理学系研究科長 岡村 定矩 (専攻分野：銀河天文学)
15:20 ~ 16:40	初飛行から100年、飛行機がとべるまで	工学系研究科教授 鈴木 真二 (専攻分野：航空宇宙工学)
<b>【第2日】 4月10日（土）</b>		
13:30 ~ 14:50	水惑星地球のはじまり	理学系研究科助教授 阿部 豊 (専攻分野：惑星科学)
15:10 ~ 16:30	仏教のはじまり	人文社会系研究科助教授 下田 正弘 (専攻分野：インド哲学仏教学)
<b>【第3日】 4月17日（土）</b>		
13:30 ~ 14:50	新しい生命科学のはじまり	総合文化研究科長 浅島 誠 (専攻分野：基礎生物科学)
15:10 ~ 16:30	新しい時代の健康と運動	総合文化研究科教授 小林 寛道 (専攻分野：身体運動科学)
<b>【第4日】 5月8日（土）</b>		
13:30 ~ 14:50	ヨーロッパ統合のはじまり	経済学研究科教授 廣田 功 (専攻分野：近現代フランス社会経済史)
15:10 ~ 16:30	生命のはじまり	新領域創成科学研究科教授 渡邊 公綱 (専攻分野：先端生命科学)
<b>【第5日】 5月15日（土）</b>		
13:30 ~ 14:50	歴史学のはじまり ヘロドトスとトゥキュディデス	人文社会系研究科教授 櫻井 万里子 (専攻分野：古代ギリシャ史)
15:10 ~ 16:30	日本銀行のはじまり	経済学研究科教授 伊藤 正直 (専攻分野：日本経済・金融史)
16:30 ~ 16:40	閉講の挨拶	企画委員長（新領域創成科学研究科長） 河野 通方

聴講申込の御案内









## 原 稿 募 集

「学内広報」に学内の情報をお寄せください。

- ・文字数 800字以内
- ・写真には、キャプション（説明文）を添えてくださるようお願いします。

---

「学内広報」には、みなさんから投書を寄せていただく欄として「噴水」、東京大学と社会との連携・協力情報を紹介するための欄として「窓」が設けられています。これらの欄への投書要領は次のとおりです。

「噴水」

- 1 本学における教育・研究活動等に関する意見を述べたものであること。
- 2 個人の投稿で所属・氏名を明記したものであること。
- 3 他者への非難・攻撃を含まないものであること。

「窓」

「東京大学とその周辺地域の歴史」、「学外機関より本学構成員への表彰」、「学外の方からの東京大学に関する意見」など、東京大学と社会との関係に関する情報であること。

以上の要件をそなえるものの中から、広報委員会が適当とするものを、適宜、掲載します。

送り先 東京大学事務局総務部総務課広報室  
03-3811-3393 内線：82032、22031、 FAX：3816-3913  
E-mail：kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

広報室からのお知らせ

平成15年度「学内広報」の発行日及び原稿締切日を、東京大学のホームページに掲載しました。

URL: <http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/soumu/soumu/kouhou.htm>

## 日米の講義のちがいについて

早いもので日本に帰ってきてからもう8年半になろうとしている。アメリカの大学で17年間教育研究に従事し、大学院時代も含めて22年間過ごした私が東大に赴任して最初に驚き、そして今も重大な問題と感じているのは「制度上は助手が講義を担当できない」ということである。30歳の時から助教授（日本の助手に相当するが独立している）

として有機化学の講義をしてきた身には、基礎的な概念や反応を学生に分かりやすく教えるということが、自分自身のために如何に役に立ったかが痛いほど分かるからである。知っているということと、教えることができるということは別物である。同じことを数年も教えていると、あたかも自分の血と肉になったかのように身に付いてきて、研究の進展に直接、間接に寄与したことが少なからずあった。講義中にやる気のある学生を刺激して、さらに大きく育ててもらおうという楽しみもある。このように研究者にとって大きく羽ばたく源泉ともなる「講義をする機会」が前途有為の若手助手に与えられていない

（淡青評論は、学内の職員の方々をお願いして、個人の立場で自由に意見を述べていただく欄です。）

いのは我が国の教育制度の重大な欠陥の一つだと思う。

ついでに講義について彼我の違いに多少触れておくと、アメリカでは例えば「上級有機化学」は週に50分講義を月、水、金と3回やっていたが、日本では殆どの講義が週1回のようなものである。試験は最終試験を含めて少なくとも3回は行っていたが、日本では中間試験すら学生から嫌われる。アメリカでは教官が許可すれば、優秀な学部学生が大学院の講義を受講して単位を取ることが出来るが、

日本ではどんなに優秀な学生でも時間割にがんじがらめにされていて受講できないし、仮に受講したところで単位は貰えないだろう。アメリカでは大学院1年生は重要な基礎科目や専門科目の講義を受講するのが主で、研究は後期の午後に始めるくらいであるが、日本では胸を張れるような大学院カリキュラムがあるところは？  
まだ、彼はアメリカぼけが直っていない、という声が聞こえてきそうだが、長年アメリカで「日の丸」を背負って生きてきた者として、これからの日本が少しでも良くなってほしいと問題提起した次第である。

（大学院薬学系研究科 福山 秀）

この「学内広報」の記事を転載・引用する場合には、事前に広報委員会の了承を得、掲載した刊行物若干部を広報委員会までお送りください。なお、記事についての問い合わせ及び意見の申し入れは、総務課広報室を通じて行ってください。

1282

2004年2月25日

東京大学広報委員会

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学総務課広報室 ☎(3811) 3393

e-mail kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

ホームページ <http://www.u-tokyo.ac.jp/jpn/index-j.html>